

# 成年年齢引下げに向けた 消費者教育の推進

消費者庁 消費者教育・地方協力課  
消費者教育推進室長 米山眞梨子

# ○ 消費者教育の体系イメージマップ

		幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期		
						特に若者	成人一般	特に高齢者
重点領域	各期の特徴	様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に関心をもち、それを取り入れる時期	主体的な行動、社会や環境への興味を通して、消費者としての素地の形成が望まれる時期	行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期	生活を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期	生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始める時期	精神的、経済的に自立し、消費者市民社会の構築に、様々な人々と協働し取り組む時期	周囲の支援を受けつつも人生での豊富な経験や知識を消費者市民社会構築に活かす時期
	消費者市民社会の構築	消費がもつ影響力の理解	消費をめぐる物と金銭の流れを考えよう	消費者の行動が環境や経済に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済や社会に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考える習慣を身に付けよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響に配慮して行動しよう	消費者の行動が環境、経済、社会に与える影響に配慮することの大切さを伝え合おう
商品等の安全	持続可能な消費の実践	身の回りのものを大切にしよう	自分の生活と身近な環境とのかかわりに気づき、物の使い方などを工夫しよう	消費生活が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実践しよう	持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを考えよう	持続可能な社会を目指したライフスタイルを探そう	持続可能な社会を目指したライフスタイルを実践しよう	持続可能な社会に役立つライフスタイルについて伝え合おう
	消費者の参画・協働	協力することの大切さを知ろう	身近な消費者問題に目を向けよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に協働して取り組むことの重要性を理解しよう	消費者問題その他の社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けた行動の場を広げよう	地域や職場で協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくらう	支え合いながら協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくらう
生活の管理と契約	商品安全の理解と危険を回避する能力	くらしの中の危険や、ものの安全な使い方に気づこう	危険を回避し、物を安全に使う手がかりを知ろう	危険を回避し、物を安全に使う手段を知り、使おう	安全で危険の少ないくらしと消費社会を目指すことの大切さを理解しよう	安全で危険の少ないくらしをする習慣を付けよう	安全で危険の少ないくらしと消費社会をつくらう	安全で危険の少ないくらしの大切さを伝え合おう
	トラブル対応能力	困ったことがあったら身近な人に伝えよう	困ったことがあったら身近な人に相談しよう	販売方法の特徴を知り、トラブル解決の法律や制度、相談機関を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関の利用法を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用する習慣を付けよう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しやすい社会をつくらう	支え合いながらトラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しよう
情報とメディア	選択し、契約することへの理解と考える態度	約束やきまりを守ろう	物の選び方、買い方を考え適切に購入しよう 約束やきまりの大切さを知り、考えよう	商品を通切に選択するとともに、契約とそのルールを知り、よりよい契約の仕方を考えよう	適切な意思決定に基づいて行動しよう 契約とそのルールの活用について理解しよう	契約の内容・ルールを理解し、よく確認して契約する習慣を付けよう	契約とそのルールを理解し、くらしに活かそう	契約トラブルに遭遇しない暮らしの知恵を伝え合おう
	生活を設計・管理する能力	欲しいものがあったときは、よく考え、時には我慢することを覚えよう	物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方考えよう お小遣いを考えて使おう	消費に関する生活管理の技能を活用しよう 買い物や貯金を計画的にしよう	主体的に生活設計を立ててみよう 生活を見通した生活経済の管理や計画を考えよう	生活を見通した計画的なくらしを目指して、生活設計・管理を実践しよう	経済社会の変化に対応し、生活を見通した計画的なくらしをしよう	生活環境の変化に対応し支え合いながら生活を管理しよう
情報とメディア	情報の収集・処理・発信能力	身の回りのさまざまな情報に気づこう	消費に関する情報の集め方や活用の仕方を知ろう	消費生活に関する情報の収集と発信の技能を身に付けよう	情報と情報技術の適切な利用法や、国内だけでなく国際社会との関係を考えよう	情報と情報技術を適切に利用する習慣を身に付けよう	情報と情報技術を適切に利用するくらしをしよう	支え合いながら情報と情報技術を適切に利用しよう
	情報社会のルールや情報モラルの理解	自分や家族を大切にしよう	自分や知人の個人情報を守るなど、情報モラルを知ろう	著作権や発信した情報への責任を知ろう	望ましい情報社会のあり方や、情報モラル、セキュリティについて考えよう	情報社会のルールや情報モラルを守る習慣を付けよう	トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくらう	支え合いながら、トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくらう
	消費生活情報に対する批判的思考力	身の回りの情報から「なぜ」「どうして」を考えよう	消費生活情報の目的や特徴、選択の大切さを知ろう	消費生活情報の評価、選択の方法について学び、意思決定の大切さを知ろう	消費生活情報を評価、選択の方法について学び、社会との関連を理解しよう	消費生活情報を主体的に吟味する習慣を付けよう	消費生活情報を主体的に評価して行動しよう	支え合いながら消費生活情報を上手に取り入れよう

※本イメージマップで示す内容は、学校、家庭、地域における学習内容について体系的に組み立て、理解を進めやすいように整理したものであり、学習指導要領との対応関係を示すものではありません。

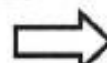


## ○民法の一部を改正する法律（成年年齢関係）

### 法律の要点

#### 1 成年年齢の引下げ(民法第4条)

- ① 一人で有効な契約をすることができる年齢
- ② 親権に服することがなくなる年齢



いずれも20歳から18歳に引き下げ  
「成年」と規定する他の法律も18歳に変更

#### 2 女性の婚姻開始年齢の引上げ(民法第731条)

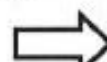
(現行法) 男性 18歳 女性 16歳



女性の婚姻開始年齢を18歳に引き上げ  
婚姻開始年齢は男女とも18歳に統一

#### 3 施行までの周知期間

若者のみならず、親権者等の国民全体に影響  
消費者被害の防止等の観点から、周知徹底が必要



平成34年4月1日から施行

### 従前の経緯

平成19年5月 国民投票法の制定

- 憲法改正国民投票の投票権年齢を18歳と定め、民法についても法制上の措置を要請

平成21年10月 法制審議会の答申

- 選挙権年齢が18歳に引き下げられるのであれば、環境整備をした上で、成年年齢も18歳に引き下げる
- 成年年齢を18歳に引き下げるのであれば、女性の婚姻開始年齢は18歳に引き上げるのが相当

平成27年6月 公職選挙法の改正

- 選挙権年齢を18歳へ引き下げ、民法についても法制上の措置を要請

平成28年7月 参議院議員通常選挙

- 国政選挙において、初めて18歳選挙権を実施

(法務省資料を元に作成)

# ○年齢早見表

平成34年4月1日(改正法の施行日)に一斉に成人

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
14.4.2~ 15.4.1生	高1 16歳	高2 17歳	高3 18歳	大1 19歳	大2 20歳	大3 21歳
15.4.2~ 16.4.1生	中3 15歳	高1 16歳	高2 17歳	高3 18歳	大1 19歳	大2 20歳
16.4.2~ 17.4.1生	中2 14歳	中3 15歳	高1 16歳	高2 17歳	高3 18歳	大1 19歳
17.4.2~ 18.4.1生	中1 13歳	中2 14歳	中3 15歳	高1 16歳	高2 17歳	高3 18歳

平成34年4月1日以降、順次成人

## ○若年者への消費者教育の推進

成年年齢の引下げを見据え（※）、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また自立した消費者の育成のため、若年者への実践的な消費者教育の推進は喫緊の課題

※成年年齢を引き下げる民法の改正は、平成30年6月13日可決、同月20日公布（平成34年4月施行予定）

佐々木さやか君

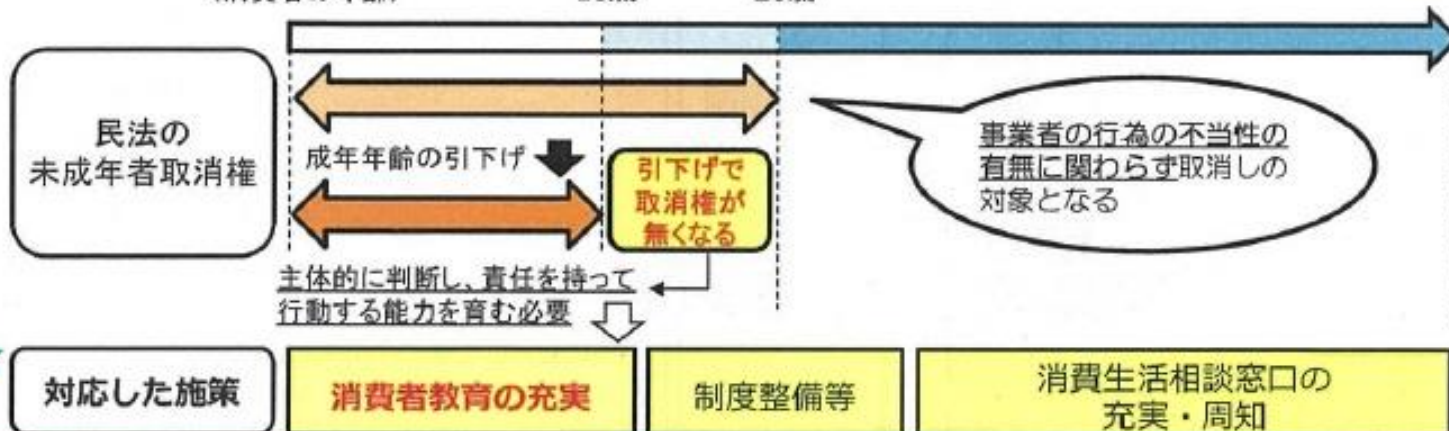
（平成30年3月5日参議院・予算委員会）

この成年年齢の引下げに当たっては、若者がその年齢でしっかりと自立するという、それだけの環境整備、これが重要だと思っています。（中略）学生の皆さんとか若い皆さんとお話をしていても、もう本当に自分が社会に出て大丈夫だろうか、こういう不安を抱いている方もいらっしゃる、こういう印象を他方で私は受けております。例えば消費者被害とか、そういったことも心配をされるわけでありませうけれども、消費者教育を充実をしたり、いろいろな制度の整備も必要だと思っています。

内閣総理大臣（安倍晋三君）

成年年齢の引下げに係る民法改正法案に関しては、現在、今国会への提出を目指し、所要の進められているところであります。政府としても、委員御指摘の消費者被害を防止する施策など、成年年齢の引下げに向けた環境整備については、改正法案の成立後も引き続き政府一体となって取り組む必要があるものと認識をしています。

（消費者の年齢） 18歳 20歳



「消費者教育の推進に関する基本的な方針」  
（平成30年3月20日 変更の閣議決定）

「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」  
（平成30年2月20日 若年者への消費者教育の推進に関する  
4省庁関係局長連絡会議決定）

社会経済情勢等を踏まえて重点的に取り組むことが求められる喫緊の課題として、若年者への消費者教育を「当面の重点事項」に位置付け

関係省庁（消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁）が緊密に連携し、2018年度から2020年度までを集中強化期間として、取組を推進



# ○若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム

(平成30年2月20日 若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定)

関係省庁（消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁）が緊密に連携し、2018年度から2020年度までを集中強化期間として、実践的な消費者教育の実施を推進するため、以下の取組を推進

## 高等学校等における消費者教育の推進

- ・ 学習指導要領の徹底
- ・ 消費者教育教材の開発、手法の高度化  
実践的な能力を身に付ける教材「社会への扉」を活用した授業の実施の推進等
- ・ 実務経験者の学校教育現場での活用  
消費者教育コーディネーターの育成・配置等による実務経験者の活用の推進
- ・ 教員の養成・研修  
「若年者の消費者教育分科会」による検討と取りまとめを受けた消費者教育推進会議における審議を踏まえ、**教員による消費者教育の指導力向上のための取組**を推進



## 大学等における消費者教育の推進

- ・ 大学等と消費生活センターとの連携支援・出前講座の実施
- ・ 大学における講義実施等を通じた正しい金融知識の普及

2020年度までには、

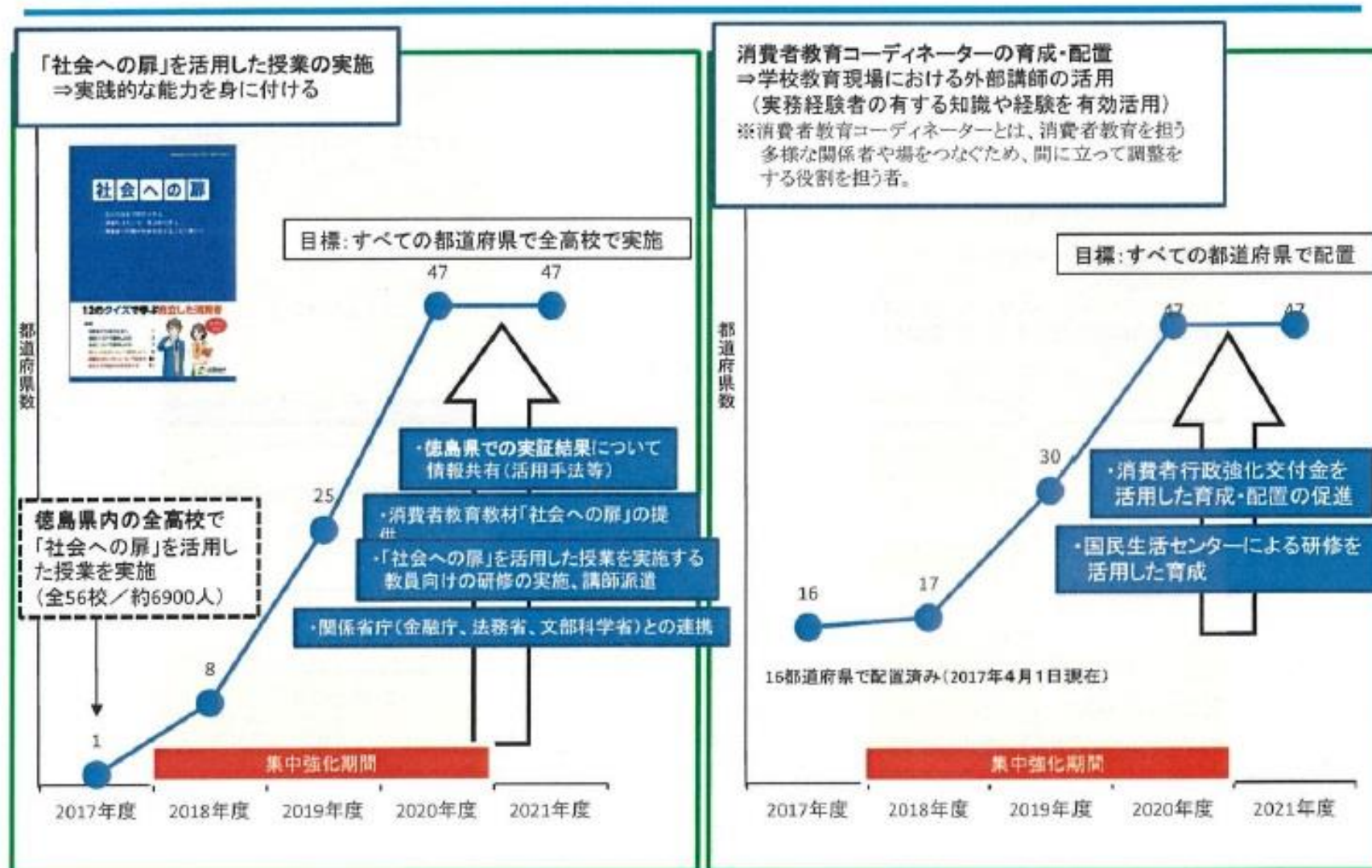
- ・ 全ての都道府県の全高校で「社会への扉」を活用した授業が実施されること
- ・ 全都道府県に消費者教育コーディネーターが配置されることを目指す

- 教職課程における消費者教育の内容の充実
- 有機的に連携した継続的な体制の構築
- 現職教員に対する講習、研修における講座の開設数の増加及び内容の充実
- 外部人材等の活用及び育成

## その他

全ての都道府県等において、消費者教育推進計画・消費者教育推進地域協議会の策定・設置を目指す等

(参考) 「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」における目標





# ○若年者の消費者教育分科会取りまとめ (平成30年6月29日公表)

若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム  
(平成30年2月20日若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定)「21」④「教員の養成・研修」に対応する検討結果

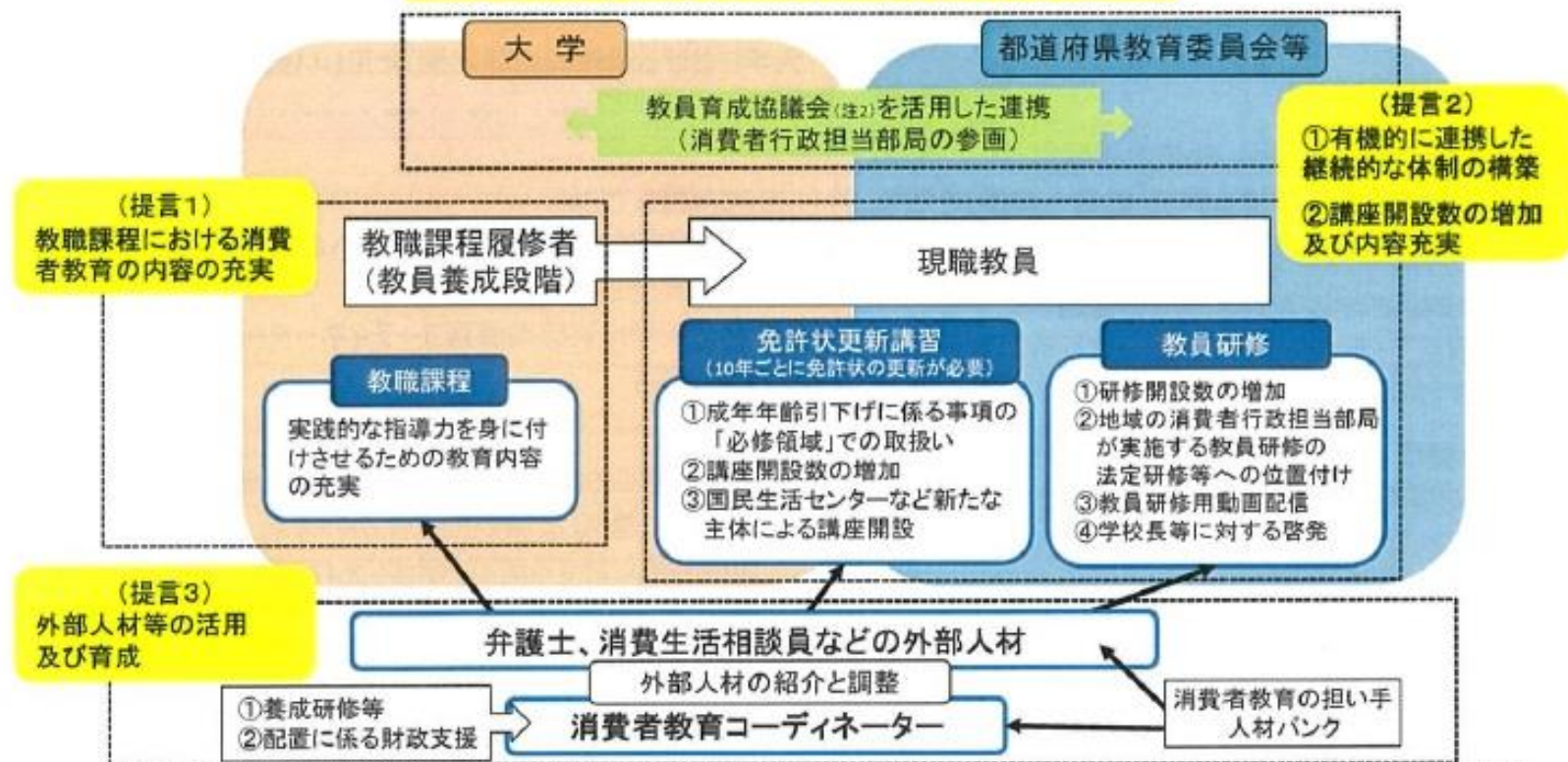
学習指導要領では、公民科、家庭科等で消費者教育  
(改訂ごとに内容も充実)

教員の指導力向上が喫緊の課題

成年年齢を引き下げる  
改正民法の成立  
(平成34年4月1日施行予定)

改訂の動きに対応して大学の教職課程等も充実が必要  
(消費者教育に係る授業科目を開設していない大学: 公民科約60%、家庭科約30%(注1))

## 教員の指導力向上のための提言と具体的方策



(注1) (消費者庁調べ)平成26年度から平成28年度の間で教員を輩出した大学に対して、教科に関する科目における、消費者教育に係る授業科目の開設の有無について調査した結果による。  
(注2) 教員育成協議会とは、教育公務員特例法第22条の5に規定する、校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する協議等を行う場である。



## 第24回消費者教育推進会議(平成31年1月21日) 資料3

高等学校における「社会への扉」等を活用した授業の全国展開の状況について  
(※都道府県に対して実施した意向調査の結果：平成30年11月調査)

### 【平成30年度から授業での活用促進の意向】

・・・33道府県

- 「社会への扉」を活用・・・29道府県  
北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、  
栃木県、群馬県、埼玉県、富山県、石川県、静岡県、  
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、  
和歌山県、鳥取県、徳島県、香川県、愛媛県、  
高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、  
鹿児島県、沖縄県

※「その他の教材」を併用する場合を含む。

- 「その他の教材」を活用・・・4県  
神奈川県、新潟県、岐阜県、長崎県

※「社会への扉」と「その他の教材」から選択して活用する場合を含む。

### 【平成31年度から授業での活用促進の意向】

・・・10県

- 「社会への扉」を活用・・・9県  
秋田県、福井県、長野県、愛知県、三重県、島根県、  
広島県、山口県、宮崎県

※「その他の教材」を併用する場合を含む。

- 「社会への扉」と「その他の教材」から選択して活用  
・・・1県

山梨県

### 【留意事項】

各都道府県が高等学校の授業において、「社会への扉」等の活用を促進すると決定したものです。ただし、高等学校の授業は、個々学校において作成された授業計画に基づき実施されることから、活用についても個々の学校が最終的に判断することとなるため、この意向調査の結果と最終的な活用結果が一致しない場合もあります。

# ○消費者教育の推進に関する基本的な方針 (平成25年6月28日 閣議決定) **概要** (平成30年3月20日 変更) 平成30年度～34年度の5年間で対象

○基本方針＝消費者教育の推進に関する法律(平成24年12月施行)第9条の規定に基づき、内閣総理大臣及び文部科学大臣が案を作成、閣議で決定。

○基本方針の位置付け＝誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けることができる機会を提供するためには、消費者教育を体系的・総合的に推進することが必要  
⇒幅広い担い手(国、地方、消費者団体、事業者等、消費者自身)にわたる指針

○手段＝幅広い担い手の支援・育成、担い手間の連携、情報共有の促進

**当面の重点事項**

1. 若年者の消費者教育
2. 消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の推進
3. 高度情報通信ネットワーク社会の発展に対応した消費者教育の推進

※具体的に推進する施策は、赤枠箇所

### I 消費者教育の推進の意義

**消費者を取り巻く現状と課題**

- ・家計消費は国内総生産(GDP)の過半数(291.9兆円/538.4兆円)
- ⇒消費者の安全・安心の確保は、消費の拡大、要には経済の好循環の実現にとって大前提
- ・インターネット利用の拡大、「デジタルコンテンツ」に関する相談件数の増加
- ・成年年齢引下げについての検討も踏まえた実践的な消費者教育の重要性
- ・社会の安定と持続可能性の確保のため、消費者が自身の社会的役割を自覚し、行動することの重要性についての認識の高まり(SDGs)

**消費者の自立を支援**

被害に遭わない消費者、合理的意思決定のできる消費者の育成  
さらには、社会の一員として、より良い市場とより良い社会の発展のために積極的に関与する消費者の育成(消費者市民社会の形成に参画)

### II 消費者教育の推進の基本的な方向

○消費者教育の体系的推進のための取組の方向

消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行うべき

・ライフステージに応じた様々な教育の場(学校、地域、家庭、職域等)を活用して効果的に消費者教育を行う  
⇒それぞれのライフステージにおける消費者教育のイメージが様々な主体において共有されることが重要

・消費者の特性(年齢のほか、性別、障害の有無、消費生活に関する知識の量など)に配慮し、対象に応じた消費者教育の方法や内容を工夫  
⇒例えば、高等学校段階までに契約などについての実践的な消費者教育を行う、要支援者に対する教育については本人だけでなくその支援者への働き掛けを行う、など

○各主体の役割と連携・協働

- ・国と地方公共団体
- ・消費者行政と教育行政
- ・地方公共団体と消費者団体、事業者等

地域における多様な主体間のネットワーク化(総節点としての消費者教育推進地域協議会)

○他の消費生活に関連する教育との連携推進  
(環境教育・食育・金融経済教育・法教育・主婦者教育等)

### III 消費者教育の推進の内容

様々な場における消費者教育

学校	<p>(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導要領に基づく実践的な教育を推進</li> <li>・その着実な実施について周知・徹底</li> </ul>	<p>人材(担い手)の育成・活用</p> <p>(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の指導力向上が必要</li> <li>・教員養成課程や現職教員研修等における消費者教育に関する内容の充実</li> <li>⇒実態把握と必要な情報提供</li> <li>・国民生活センター等の教員向け研修の活用を推進</li> </ul>
大学	<p>(大学・専門学校等)</p> <p>自立した社会人としての育成のため消費者教育に関する科目等の開設に期待</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒特色ある取組事例や課題等の情報提供・啓発</li> </ul>	<p>(大学・専門学校等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体や関係団体との連携の枠組みを構築</li> <li>・消費者教育推進地域協議会への参画を促進</li> </ul>
地域社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活センターの拠点化</li> <li>・社会教育施設等の活用</li> <li>・国からは情報提供等の支援</li> <li>・見守りネットワーク構築の促進、その活用による消費者教育の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者団体・NPO等による消費者教育</li> <li>・担い手育成拠点としての国民生活センター、消費生活センター、社会教育施設等の活用</li> </ul>
職域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職域における消費者教育の内容、事業者にとってのメリットなどの認識を共有</li> <li>・事業者の形態、事業分野等に応じた従業員に対する教育を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者教育としての、事業者による消費者への情報提供、商品サービスの開発・提供</li> <li>・積極的な情報提供としての「出前講座」、「出前授業」の充実に期待</li> </ul>

消費生活センター等を拠点とする、多様な主体が連携・協働した体制作り  
様々な場における、外部人材を活用した効果的な消費者教育を実現

**育成・配置の促進**

消費生活相談員、元教員、NPOの1員など

消費者教育コーディネーター

消費生活相談員や専門家(弁護士、司法書士、行政書士等)などの外部人材

多様な関係者や場をつなぐため、間に立って調整

[16都道府県、9政令市で設置済み]

IV 関連する他の消費者施策との連携

- 食品と食財能に関する理解増進
- 事故・トラブル情報の迅速な分析・原因究明
- 食品表示の理解増進

V 今後の消費者教育の計画的な推進



# ○「若年者の消費者教育分科会取りまとめ」で示した 消費者教育コーディネーター

学校教育での消費者教育コーディネーターの役割、人材、位置づけ

## 役割

教育現場等と外部人材をつなぐための調整を行う

ア 教職課程を有する  
大学の需要に応じた  
外部人材の紹介及びその調整

イ 免許状更新講習を開設する  
大学や教員研修を実施する  
都道府県教育委員会等の需要に  
応じた外部人材の紹介  
及びその調整

ウ 高等学校及び中学校の教育  
現場における外部人材の紹介  
及びその調整並びに  
消費者教育に係る授業案  
(学習指導案) の作成支援

エ 外部人材の探索及び  
人材バンクへの情報提供

# ○「若年者の消費者教育分科会取りまとめ」で示した 消費者教育コーディネーター

学校教育での消費者教育コーディネーターの役割、人材、位置づけ

## 人材

消費者教育の内容を理解  
講座等の実施主体である大学や教育委員会と連携  
高等学校及び中学校の教育の実情にも精通

短期的には

消費者教育に関心がある元教員、  
消費生活相談員  
教育行政機関での従事経験を有  
する公務員（元公務員）

長期的には

同一の地方公共団体内で、消費者行  
政部局と教育委員会との人事交流を行  
うなどして、行政組織内にコーディネーター  
を活用できる者を育成するとともに、専門  
職としてのコーディネーターを育成

これらの者が中心になり、消費生活相談員、弁護士及び司法書士等の法曹、消費者団体等  
活動経験を有する者、企業人などの外部人材を紹介及びその調整を行い教育現場等を  
支援する体制を整備することが望ましい

## 位置づけ

消費者行政担当部局等の行政組織内